

今月の主な行事 & お知らせ

2003 JUNE

INFORMATION

福祉 各種手当
の支給

障害者・母子・
父子家庭の
皆さんへ



特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

支給額/月額2万6千620円
*施設入所や3カ月以上入院している場合、また所得が一定以上の方は支給されません。

市民からのお便り

図書館のシャッターがかわくなりましたね。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害のある児童(20歳未満)を養育している保護者に支給されます。

支給額

1級/月額5万1千100円
2級/月額3万4千300円

*障害児が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級のつち、重度の障害のため、常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

支給額/月額1万4千480円
*児童が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児 療育手当

特別児童扶養手当1級のつちで、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児

を養育している保護者に支給されます。

支給額/月額7千300円

*所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合と障害児福祉手当を受けている場合は支給されません。

児童扶養手当

父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童)を監護している母、または母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当が支給されます(所得制限がありません)。

受給資格者(いずれの場合も国籍は問いません)

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童

父が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童

父の生死が不明である児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童

父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

母が婚姻によらずに懐胎した児童

捨て子などで母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

こんな時は支給されません
児童が

国内に住所がないとき
父または母の死亡により

支給される公的年金給付が受けられるとき



「これで、やむかしら?」

森沢 良博(日吉町)

父に支給される公的年金給付額の加算の対象となつていないとき

労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき

児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)

母または養育者が

国内に住所がないとき
公的年金給付を受けるこ

とができるとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)

昭和60年8月1日以降に
手当の支給要件に該当し

てから平成15年3月31日
までに5年を経過しても

請求しなかつたとき
事実婚が発見された場合

(定期的な訪問など社会通
念上夫婦としての生活を

認められる事実関係がある
場合で、この場合事実

の発生した時点でさかの
ぼって手当を返還しなけ

ればなりません)

南国市交通遺児手当

交通事故（車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故）で父母、もしくはは父、または母を失った18歳に達した年度末までの児童を対象に市交通遺児手当が支給されます。

支給額 / 児童1人につき、月額2千円

* 1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

南国市母子父子

福祉手当

配偶者のいない女性・男性が、18歳に達した年度末までの児童を養育している場合、また両親を失った18歳に達した年度末までの児童を扶養している場合に支給されます。

支給額 / 児童1人につき、月額1千円

* 母親または父親、および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当になりません。

母子および父子家庭

医療費の助成

助成対象者 / 次のいずれかに該当する方です。

配偶者のない女子、または男子と児童とで構成され、前年度の所得税が非課税の世帯。

前年度所得税非課税の準母子父子世帯。

申請時に持参するもの

加入している健康保険証、印鑑

* 該当すると思われる方は、6月中に申請をしてください。

障害者・母子・父子家庭の皆さんの各種手当に関する、お問い合わせは

福祉事務所社会係

(880・6566) まで



保健

児童手当の支給と

現況届の提出

児童手当の支給について義務教育就学前の児童を養育している方は、児童手当を受けられることができます。

* 所得制限があります。

手当の額（月額）

第1子・第2子 / 5千円

第3子以降 / 1万円

児童手当の現況届について現在、児童手当を受給されている方は、6月30日(月)までに現況届を提出してください。

これは、受給者の所得状況と、6月1日現在の養育状況などを確認するためです。もし、提出されない場合は、受給資格があっても、6月以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。

* 公務員の方は、職場で手続きをしてください。

提出先・お問い合わせは保健課給付係

(880・6556) まで

高知高専教養講座

時間

【文化編】14:00~15:30

【科学編】18:00~19:30

ところ

【文化編】

市役所5階委員会室または市役所4階大会議室

【科学編】日章福祉交流センター

受講料 / 無料

申込締切 / 各開催日の1週間前

申込方法

住所・氏名・電話番号・年齢を、電話かFAXでお申し込みください。

申込先・お問い合わせは

高知高専庶務課

(864-5605

864-5606) まで

【文化編】

とき	講師	内容
7月18日(金)	宮川敏春	ハリーポッターの世界と英国の学校
7月19日(土)	池谷江理子	イギリスと日本のジェンダーギャップを考える
7月22日(火)	北川真人	北村沢吉～南国市の生んだ漢学者～
7月23日(水)	谷 貞志	インド仏教の話(無常・刹那滅の哲学)
7月24日(木)	西村淑子 リー・ニコルズ	熟年対象・海外旅行用のやさしい英会話
7月25日(金)	大嶋秀樹	ニュージーランドあれこれ
8月3日(日)	村瀬良子	大江健三郎の文学
8月4日(月)	大野三徳	アジア世界にみる祭りと舞踊

【科学編】

とき	講師	内容
7月28日(月)	吉田聖一	地震対策 地震を知り、地震に備える -
7月29日(火)	高木和久	地球の測り方
7月30日(水)	山崎利文	GIS実用講座(あなたのお店は儲かるのか?)
7月31日(木)	芝 治也	南極越冬隊体験記 - 地球について考える -
8月1日(金)	小野正順	高知県の海岸災害 - 津波・高潮・海岸浸食 -

市民からのお便り

4月からこみの分別が変わり、こみ分別事典を見ながら奮闘中です。